

埼農健発第 422 号  
令和 8 年 3 月 6 日

事業主様

埼玉県農協健康保険組合  
理事長 坂本 富雄  
(公印省略)

健康保険の届出に関する「外字対応」の終了並びに  
届出時の氏名等を標準文字にて記載いただくお願いについて(通知並びに依頼)

平素、当健保組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、当健保組合では、届出に記載いただいた漢字氏名等を正確に管理するため、外字を作成して対応してまいりましたが、今般、マイナ保険証を基本とする仕組みの安定的な運用の定着を図るため、厚労省保険課通知に基づき、「外字対応」を終了することとなりました。今後は、下記のとおり健康保険関係の届出には標準文字をご使用いただきますようお願い申し上げますとともに、被保険者の方々へご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 背景

健保組合にて登録を行った加入者の資格情報は、医療保険者等向け中間サーバー(以下、中間サーバーという。)を経由してオンライン資格確認システムに連携され、更に医療機関等やマイナポータルに連携されております。登録する際、中間サーバーで使用できる文字(以下、「標準文字」という)以外の文字が使われた場合、互換性を確保できないため、連携先となる医療機関等やマイナポータルにおいて黒丸「●」で表示されます。

今般、厚生労働省から発出された事務連絡では、マイナ保険証を基本とする仕組みの安定的な運用の定着を図るため、健保組合は加入者の漢字氏名等を標準文字で受付・登録をすることが求められています。

2. 届出提出時のお願いについて

以下の届出については、今後標準文字で氏名等をご記載くださいますようお願い申し上げます。届出時には、別紙①「届出可能な標準文字の例」および別紙②「登録不可能な外字例」をご参考ください。

- 資格取得届
- 被扶養者異動届
- 氏名変更届
- 住所変更届

### 3. 標準文字以外の文字で届出がなされた場合の対応

標準文字以外の文字で届出された場合は、健保組合で、類似文字への変換またはカタカナ表記、外国籍の方はアルファベット表記等に置き換えさせていただきます。

また、文字の置き換えに際しては、個別に通知を発出しないため、決定通知書等を参考にご確認いただきますようお願い致します。

### 4. 既に届出いただいている外字について

既に届出いただいている外字については、適宜、類似の標準文字への変換、またはカタカナ表記、外国籍の方はアルファベット表記等に置き換えさせていただきます。

なお、置き換えに際して、既に交付されている資格確認書や限度額適用認定証等の効力は変わらないため、再交付の手続きは不要です。お持ちの資格確認書等を引き続きご使用ください。

また、置き換え後の氏名は、加入者の方がマイナポータルの資格情報画面を参照することでいつでも確認ができることから、置き換えをおこなった個人への個別通知は致しませんのでご承知おきください。

### 5. 適用開始年月日

令和8年3月16日（健保組合にて3/16に受理する分より）

以上

埼玉県農協健康保険組合  
業務部 TEL048-829-3143